参考資料

英国貿易産業省(DTI)の評価システム(ROAME制度)について

1.ROAME制度とは何か

(1) 英国の予算制度の概要

- ・英国では、予算要求における事前の査定はかなり大括り(事業費、人件費、管理費といった区分はある)に行われるようである。まず、過去のトレンド等から予算額が査定される。その後に省内において、人件費・管理費予算については各総局長からDTI会計部門に対して、事業予算については各予算統括責任者(総局長下の各局長)から会計部門に対して、それぞれ予算要求が行われ、省内調整を経た後に、決定される。
- ・伝統的に、予算は細かい査定を経るのではなく大枠として各省へ配分されており、 ROAME制度はこうした予算制度の下で適正な執行を担保するための省内部の 仕組みとして開始されたものと考えられる。
- ・従来から、英国では翌年度予算の大蔵省による査定の際に、2年度目、3年度目までの分も含めて査定するという形式的な3年予算制度を採っていたが、実際には、翌年度には改めて3年分の予算査定を行うという実質的には単年度予算制度としての運用がなされていた。しかし、1998年7月に公表されたComprehensive Spending Review(CSR)により、従来の予算制度は大幅に改正され、3年分の予算がまとめて査定された後は、その期間中は、基本的に再査定は行われないこととなった。

(2) ROAME制度の概要

- ・ROAME制度は、DTIが80年代中頃に開発したもので、新規施策についての提案の承認、実施期間中の継続的モニタリング、施策終了時等の事後評価を一連の環状プロセスとして行う評価システムである。ROAME制度においては、評価担当部局による事後評価結果を除き、評価内容が外部に公開されることは前提とされていない(注)。施策の問題点を探し出して明らかにするというよりは、DTI内部の自立的な施策マネジメントの手段として評価システムを活用しているともいえる。
- ・環状のフィードバックプロセスにより、評価結果だけでなく現行及び将来の技術 革新施策の質を保証しようとしている。
- ・ROAME制度による評価は、基本的に「施策」レベルに適用されるもの。施策 の下に属する個々のプロジェクトに対しては適用されない。しかし、上位の階層 にあたる施策がない単独プロジェクトについては適用される。
- ・ROAME制度は同省の施策全体に適用されることとされているが、現実には、 英国産業の科学技術活動の支援施策以外においては必ずしも十分に機能していな

- い可能性がある。また、技術革新施策のなかでも、大学の研究活動の支援施策については、研究者などからのピア・レビューを中心とした評価が行われており、ROAME制度は適用されていないとのことである。
- ・ROAME制度(及びこれに類似した制度)は、DTIや教育雇用省等いくつかの省が内部評価システムとして開始したもの。政府全体としてROAME制度を行うべきことは義務づけられていないが、事実上の標準(de facto standard)となっており、各省に採り入れられている。英国大蔵省が作成した Green Book という公共事業等を中心とした評価ガイドラインの中でもROAME制度が紹介されている。
- ・なお、Green Book は、投資プロジェクトや公共事業以外の分野では利用されていない。
 - 注:明示的に秘密文書として扱うというよりは、公表すること自体に伴う行政コストの削減という 観点が強いようである。例えば、ROAME説明書(事前評価書)自体は公表していないが、 同書に記述されている内容そのものは、各施策の利用企業を募集する際の要項に掲載される。 また、事後評価の際にも事前評価の内容(必要性や目標等)の精査が行われるため、事後評価 報告書の公表の際に、事前評価の内容も明らかになる。

2. ROAME制度開始までの経緯

(1) 試行的事後評価の実施

- ・8 4年には Product and Process Development Scheme、9 1年(施策終了後3年 経過後)には Alvey Programme という科学技術振興施策について試行的な事後評 価が行われた。このうち後者については、研究の結果が新製品や製造過程に反映 されるまでの期間を見込んだ上で、また、外部の三つの大学研究者グループの参 加により行われた。
- ・これらの試行により、研究開発支援施策の経済的便益が現れるまでには3年では 短すぎ、おそらくは施策終了後10年程度は必要であろうことが分かった。ただ し、これほど長い期間を置いて施策の事後評価を行うことは、実務的には困難で ある。
- ・また、研究開発施策の事後評価の手法に関する様々な具体的知見が得られた。

(2) 85年に行われたDTIの産業支援政策の見直し

- ・政府が産業支援を行う理由(必要性)を「市場の失敗」と関連させて詳細に作成すること、DTIが新規に始める全ての産業支援施策に対して、必要性・目標・プロジェクト選定方法・モニタリングの仕方・事後評価計画の概要を記述した設計書(ROAME)を作成すること、という二つの結論が得られた。
- ・これを踏まえ、8 6 年、科学技術施策の事後評価を行う担当部局(Assessment Unit) が創設された。

(3) 88年の産業政策についての白書

・単一企業に対する研究開発支援策は全て廃止することとされた(社員25人未満の小企業向け支援施策「SMART」と地域技術振興補助金を除く)。これ以降は、共同研究と技術普及を重視していくこととなった。現在でもこの原則は守られている。

(4) 94年のDTI再編

- ・省内科学技術部門の経済職職員、統計職職員を上記の評価担当部局と併せて、技術経済・統計・評価課(Technology Economics, Statistics & Evaluation Directorate)を創設。
- ・現在も、DTIの施策・政策についての評価戦略の見直しが進捗中。政府支出全体の見直しの中では、定量的な達成度目標群の設定とその達成が重視されるようになっている。

3 . R O A M E 説明書 (フォーマット) の内容

各施策の実施部局は、新規施策の企画立案に際して検討した内容をROAME説明書という簡便な様式にまとめ、その内容について、施策開始の前に、予算統括責任者(後述)との間で合意しなければならない。同書に記述される内容は以下のとおりである。

- (1) Rationale: 施策の全体的な目的と、市場・組織・制度の失敗についての説明(DTIの支援策によって初めてもたらされる経済的便益)。 期待する結果がどのようにもたらされるか。
- (2) Objectives: DTIとしての全体的な目標(戦略的目標)とそのうちどれを当該施策が達成するかそれに貢献しようとしているかの説明。より特定された詳細な目標(運用目標)も含まれるべき。こうした下位の運用目標は、定量的で、測定可能で、目標年次を持つものであるべき。これらは施策の進捗をモニタリングする際の主な参照対象となる。
- (3) Appraisal: 当該施策の下で、個々のプロジェクトがどのように選定されるかを、 判断基準を示して説明。(施策の下に位置しない単独プロジェクトの場合には、施 策開始後に個別のプロジェクトを選定するというプロセスが存在しないため、 Appraisal 部分の作成は不要。)
- (4) Monitoring:目標達成に向けた進捗についての情報の集め方の仕組みを説明。
- (5) Evaluation: 事後評価の時期についての説明。事後評価計画についての簡潔な説明が含まれる場合もある。

4.事後評価について

- ・事後評価の目的は、 当該施策が目標や必要性を満たすことで、納税者の資金が 適切に支出されたことを示す、 現行の施策の効果を高める、 将来の施策の制 度設計のための情報を得る、 科学技術政策がよって立つべき知識基盤を増す、 ということ。
- ・事後評価を行うのは評価担当部局であり、施策実施部局ではない。また、評価結果は、基本的に技術革新政策全体について責任を持つ予算統括責任者(後述)へ報告されるためのもの(施策実施部局に対してではない)。
- ・事後評価の時期は、難しいトレードオフを含み得る問題である。例えば、ある施 策について、何らかの後継施策が予想される場合は、事後評価は施策の最終年度 当初に開始される必要がある。この時期は、(技術移転施策等の場合はともかく) 研究開発支援施策の場合は経済的ないし商業的効果を判定するには早過ぎるかも しれない。また、基礎研究等長期的視点から行われる研究の場合は、研究終了直 後に成果の利用の程度を確定するのは困難である。一方、事後評価が終了後数年 の後に行われる場合は、当該施策がなかった場合との比較や運用等についての情 報が入手し難くなる、といった問題がある。

4.評価に係る責任分担

(1) 予算統括責任者(Budget Holder)

- ・事業予算は、Budget Holder と呼ばれる各局長により省の会計部門に対して要求される。技術革新予算に関しては、Director of Technology & Standards (局長)が予算統括責任者である。
- ・予算統括責任者とそのスタッフは、原則、予算の使用者とはならない。予算を使用するのは、省内に18あるDirectorates(課)である。
- ・予算統括責任者の最大の関心は、予算が効率的に使用されるようにすることと、 施策の評価が完全かつ専門的に実施されることである。予算統括責任者は、施策 委員会(Individual Programme Committee)の議長となり、技術革新政策全体に ついて責任を持つ(技術革新政策の下には、全部で60~70の施策が存在する)。

(2) 施策実施部局 (Programme Manager)

- ・各 Directorate に属する施策実施部局(課)は、あらゆる新規施策を企画立案するに際し、ROAME説明書を作成し、施策委員会へ提出することが義務づけられている。 ROAMEシステムの基準が満たされ、 技術革新予算による手当てが可能(つまり資金的余裕がある)である場合に限り、その予算措置は行われる。
- ・開始された施策については、結果に関して説明責任を有する。
- ・施策の実施状況について、定期的なモニタリング報告書を施策委員会事務局と評価担当部局に提出する義務がある。

(3) 評価担当部局

・DTIの科学技術施策に関する事後評価は、技術経済・統計・評価課の一部門である評価担当部局により行われる。評価担当部局は、5人の評価者(ほとんどが科学技術に関するバックグラウンドを持つ。また、何人かは予算と施策管理の経験も持つ。)から成る。

技術経済・統計・評価課には5人の経済職職員がおり、評価実施に際して連携を取る(場合によっては、実際に評価実施のリーダーになることもある。)。また、二人の統計職職員がおり、統計的な面についての助言を行う。

- ・評価担当部局の責任は、終了した施策の事後評価の実施、新施策の事前評価での主要な役割(ROAME説明書の審査会の一員、新規施策立案部局にROAMEの書き方の助言、という二つ)と施策のモニタリングの監督。
- ・技術経済・統計・評価課は、技術革新予算の予算統括責任者と省の会計部門という二者に対して報告義務がある。これは、施策実施部局には技術経済・統計・評価課に協力するインセンティブとなる。逆に、技術経済・統計・評価課は、組織的圧力を恐れずに評価活動に携わることができる。
- ・評価専門部局を設けることにより、評価の方法についての専門性が蓄積される。 評価担当部局は、技術経済・統計・評価課の経済職職員と統計職職員によるピア レビューにさらされるとともに、その専門性を活用することも可能となる。

(4) 施策評価の質と独立性を高めるためのその他の管理の仕組み 評価実務者グループ

- ・評価実務者グループ (Evaluation Methodology Group)は、DTI全体からの評価担当者、省会計部門の代表者、独立性ある議長として経済統計課 (Economics & Statistics Directorate)の上級経済職職員一名により構成される。
- ・DTIの様々な支援分野の多様な経験を持つ評価者のグループであり、DTIの 評価活動をレビューするために定期的に会合を行う。
- ・施策の事後評価が行われる前に、評価担当部局は事後評価計画を作成し、評価実 務者グループへ提出する。
- ・評価実務者グループ議長は、ある科学技術施策の評価が終了すると、事後評価報告書を踏まえ、予算統括責任者に対し、施策そのもの、可能なフォロー、科学技術施策一般、に関して、評価の結論と勧告を正式に示す。
- ・これに対し、予算統括責任者は、勧告をどのように実現するかについて回答する ことが求められる。

評価及び政策改善委員会

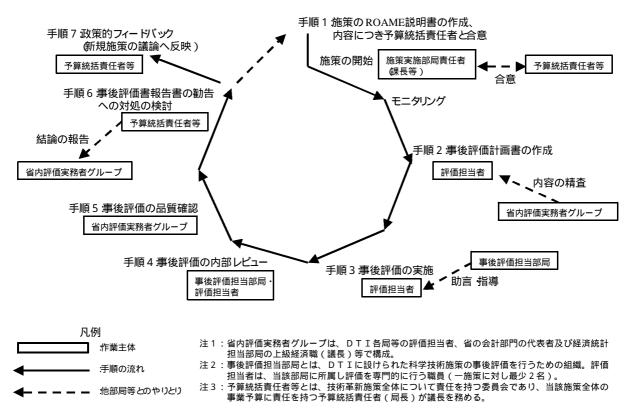
- ・評価実務者グループは、省の会計部門の長が議長である「評価及び政策改善委員会」(Evaluation & Policy Improvement Committee)(DTIの政策と施策の評価について全般的責任を持つ)に対し報告義務がある。
- ・省の予算全体についての監督責任を有する。また、大蔵省と会計検査院に対し、 DTIが適切な施策の事前評価 - モニタリング - 事後評価システムを持つことを

保証する責任がある。

・本委員会はどの施策をいつ事後評価するかの決定も行う。また、評価担当部局者 と評価対象の施策実施部局との間で見解の相違が発生した場合に最終的な決定権 限を持つ。

5. 施策の立案から評価に至る手順

図 - 参 - 1. ROAM E制度における施策運営への政策評価の組み込み



出典 英国貿易産業省資料を基に通産省政策評価広報課が作成

(1) 手順1:ROAME説明書の作成

- ・施策実施部局は、全ての新規施策について、その開始に先だって、ROAME説明書が作成し、その内容について施策委員会との合意に至らなければならない。 その際に、省内の関心を有する部署によりピア・レビューが行われる。
- ・£1m(約2億円)以上の施策には、より厳しい審査が行われ、施策委員会による議論の結果として、しばしば修正や改善がなされる。
- ・ROAME手続きの目的の一つは、予算統括責任者と施策実施部局の間で、当該 施策についてのモニタリングと事後評価の行い方に関し合意することである。
- ・施策実施部局が前もって彼らが評価される基準について知っていれば、彼らは事後評価過程を受け入れやすくなり、また、過程全体を公平なものと見ることになると期待される。また、こうした過程を経ることで目標達成困難な施策や適切な合理性を持たない施策が開始される可能性が極めて小さくなるため、結果的に、

厳しく批判的な評価がなされるような施策が開始されることはずっと少なくなる。 これにより、施策実施部局は、事後評価過程を彼らの問題点をあげつらうのでは なく、彼らの業務をよりよく行うための支援を行う過程と見ることにつながると 思われる。この過程が透明で公平なものと見なされることは非常に重要である。

- ・施策委員会及び貿易産業大臣等により承認された施策は実施に移される。施策の 進捗状況は、その実施期間にわたり、当初設定された目標(主に運用上の目標) についてモニタリングされる。モニタリングの目的は、施策実施部局に施策の効 率的な管理と、当初計画との乖離についての実施期間中の修正を促すこと。優れ た施策実施責任者であればいずれにせよ行ったであろうと考えられる程度にモニ タリングの負荷を制限することで、適切なモニタリングが行われるようにし、ま たそれが外から押し付けられた不要な重荷であると感じさせずに済むというメリ ットがある。
- ・施策の継続期間中(通常3年) モニタリングは施策の質が保たれることを保証する。モニタリングで得られた情報は、事後評価にも使われる。
- ・施策実施部局は、モニタリング結果を定期的に評価担当部局へ送付することが義務づけられている。評価担当部局はそれを年次モニタリングレポートとして施策委員会へ提出する。

(2) 手順2:事後評価計画書

・評価及び政策改善委員会は、毎年度当初、その年に事後評価を行うべき施策を決 定する。選定の際の考慮事項は、例えば次のとおり。

その後に何らかの想定される後継活動がある

施策の規模と重要性、投入された資金

新規性や、類似施策が過去に評価されたことがあるか

DTIの科学技術支援に、潜在的な教訓が見込まれる程度

長期にわたる施策の場合、最後に評価が行われてからの期間

- ・事後評価過程は、正式には事後評価計画書の作成により始まる。これは評価担当 部局により作成され、評価の手法、カバーされるべき主要な論点、利用可能な情 報源が記述される。
- ・評価担当部局は、作成された計画書を評価実務者グループに示す。同グループは、計画書について、評価が当該施策に関する政策的論点(必要性の議論の適切さや目標達成度を含む)をカバーしているか、事後評価の質が保証されるかという観点から議論。

(3) 手順3:事後評価の実施

- ・評価担当部局は、最少二名の評価者のチームによって事後評価を実施する。技術 経済・統計・評価課に属する経済職職員と統計職職員は助言と指導を行う。
- ・事後評価に用いられる方法は、施策の性質によって様々である。(共同研究施策の場合の例: 施策の紹介の仕方の調査、 個別プロジェクト審査の適切さの調査、

選定されたプロジェクトとROAMEに示された当初の意図との比較、 個々のプロジェクトのモニタリングデータを分析し、技術的及びその他の目標の達成度を見る、 施策利用者や非利用者への対面インタビュー、 施策マネージャー等 DTI 内の関係者へのインタビューや内部文書の調査。)

- ・評価者は、当該施策がなかった場合と比べどの程度の違いがあったか(追加性 (Additionality)という概念)を明らかにすべく努力する。参加者の協力の程度 と性質、障害の存在等についても調査する。これらは、施策の運営の適切性の判 定のためのものである。
- ・評価者は、参加企業が施策の下で得られた研究を活用するためのどのような研究 を行うか、企業や大学が後継研究を実施しようとしているか等も調査。
- ・事後評価報告書の暫定版は施策実施部局に送付され、事実認識の誤りについての 訂正がなされる。

(4) 手順4:事後評価報告書暫定版の内部レビュー

・報告書は、技術経済・統計・評価課において、内部的議論に付され、他のメンバーからの意見を得る。これにより、報告書でカバーされた経済学的論点についてのより詳細なレビューと、評価担当部局による分析の品質と提示が十分な水準に達しているかの確認がなされる。

(5) 手順5:事後評価報告書暫定版の評価実務者グループへの提出

・評価実務者グループは、全ての事後評価報告書についての品質確認を行う。評価 担当部局と施策実施部局との間で見解の相違ばあれば、調整が行われる。

(6) 手順6:事後評価報告書の施策委員会への提出、勧告への対処の検討

- ・評価実務者グループ議長は、施策委員会議長と施策実施部局の課長等に対し、事後評価により得られた勧告について説明する。施策委員会は報告書について議論し、報告書への必要な修正の提案、今後取るべき行動を決定し、評価実務者グループへ回答する。
- ・施策委員会は事後評価報告書の公表の是非についても決定する(特別の理由がない限り公表される)。(公表された評価報告書の概要についてはインターネット上に掲載されている。)

(7) 手順 7: 政策的フィードバック

- ・評価報告書の結論は施策委員会による新規施策の議論に反映される。評価担当部 局のメンバーと技術経済・統計・評価課の経済職職員はその会合に同席。評価報 告書のコピーはDTI内の関連する施策マネージャーへも送付される。
- 6.技術経済・統計・評価課の事務量(1999/2000予算年度の予測)

- ・ 新規施策の事前評価:0.7人年、施策の継続的モニタリング:1.2人年、 施策の事後評価:3.1人年、事後評価に関連する研究:0.8人年。合計5. 8人年。
- ・内訳は、評価担当部局:5.0人年、経済職及び統計職:0.8人年。
- ・外部のコンサルタント(大学、商業コンサルタントのいずれも可)を雇うために £ 200,000(約4千万円)の予算を持っている。外部コンサルタントを活用するの は、 特定の専門性が必要な場合、 内部で行うにはマンパワーが足りない場合、 である。
- ・事後評価報告書は、1987年以降現在まで、一年当たり1~5件が公表されている。

7.政策評価に関連する制度(参考)

・英国においては、各省で政策評価等に携わる者のうち経済職職員は、大蔵省が一定の専門能力を有する者をまとめて採用して各省に派遣する仕組みになっている。こうして確保された専門性の活用と、ROAME制度や Green Book に代表されるような明確なルールの設定とによって、各省の予算執行を統制していると考えられる。

(出所:英国貿易産業省資料及び同省職員との意見交換に基づいて、通商産業省大臣官房政策評価広報課が作成)

米国監察総監 (Inspector General)制度の概要

1.監察総監法の目的

・連邦各省と各機関に、 監査と捜査(investigation)の実施と監督を行い、 経済性、効率性、有効性を促進するために、リーダーシップと調整機能を果たし、方針を勧告し、 当該組織の施策や運用に関する不正や濫用を発見し防止し、 各組織の長や議会に問題や欠陥について完全かつ常時知らせる手段を提供する、といった役割を果たすための独立した客観的組織として監察総監を置く。

2. 監察総監に関する規定事項

(1) 監察総監の位置づけ等

- ・1978年監察総監法(Inspector General Act of 1978)により、26の省に大統領により指名され上院により承認された監察総監(以下「大統領指名の監察総監」という)及び監察総監室を置く(政治的関係ではなく、完全に当該個人の特定分野における経験に基づき。)。また、同法の1988年改正により、連邦の29機関(独立委員会等)は当該組織の長により指名(上院の承認は不要)された監察総監を置く(以下、「機関長指名の監察総監」という)(注1)。
- ・監察総監は、「一般に合意された政府監査基準」(注2)に基づいて監査し、刑法に 違反する疑いのある事項について司法長官に報告する。各監察総監は半期毎(4月 30日までと10月31日まで)に、その活動を要約した報告書を作成する。各組 織の長は、報告書を変更することなく議会に送付し、その後一般に公表する。
- 注1:ただし、他の法律により監察総監の設置が義務づけられている機関もあるため、大統領指名の 監察総監が置かれる機関の数は27、機関長指名の監察総監が置かれる機関の数は30である。
- 注2:「一般に合意された政府監査基準」(Generally Accepted Government Auditing Standards)とは、政府の組織、施策、活動や機能、及び受託者、NPO及びその他の非政府機関への政府の支援についての監査についての一連の基準をいい、GAO院長が発行した「Government Auditing Standards, 1994 revision」に示されている。

(2) 監察総監の業務

財務諸表の監査

・「一般に合意された政府監査基準」に沿って監査を行うことにより、担当する機関の財務諸表が「一般に合意された会計原理」を適切に満たすように財政的な状況、 運営の結果、及びキャッシュフローが作成されているかどうかについての保証を行 う。

財務関連の監査

・a)財務についての情報が設定された又は規定された基準に沿って示されているか、b)当該機関は財務に関連した特定の遵守要求事項に従っているか、c)財務報告や資産管理についての当該機関の内部統制の構造は統制の目標を達成するように適切に設計・実施されているか、等について確定する。

捜査 (Investigation)

・インタビュー、記録の検査、その他の認められた専門的捜査手法を通じて得られた、 関連があり、客観的で、十分な事実と証拠を計画的な体系的捜査を行うことをいう。 捜査の性格としては、行政、民事、刑事のいずれの場合もあり得る。

検査(Inspection)

・管理者に対し、意思決定、施策・政策・手続きの改善のための勧告、及び行政の行動のための情報を提供するという目的で、省又は機関の施策や活動を評価し、レビューし、研究し、分析するプロセスであって、監査又は捜査を除くもの、をいう。

業績監査

- ・公的アカウンタビリティを改善し、及び、是正行為を監督又は行う責任を有する集団による意思決定を進めるための情報を提供するために、政府組織、施策、活動又は機能の独立した評価を提供するという目的で客観的かつ体系的に行われる証拠の調査。業績監査は、経済性及び効率性監査、施策監査、及び施策評価(プログラム評価)を含むものである。
- a) 経済性及び効率性監査とは、i)機関が資源を経済的かつ効率的に獲得し、保護し、 そして活用しているか、ii)非効率又は不経済な活動の原因、iii)機関が経済性や効 率性に関する法と規制に従っているか、を確定することを含む。
- b) 施策監査は、i)期待された結果又は法令や他の当局により設定された便益が達成されつつある程度、ii)組織、施策活動又は機能の効率性、iii)施策に適用される重要な法又は規制を機関が遵守したか、の確認を含む。
- c) 施策評価(プログラム評価)は、ある施策がどの程度機能しているかを評価するために定期的に行われる体系的研究。施策評価は、i)ある施策が当初意図されたとおり運用されている程度の評価、ii)ある施策がその成果(outcome)指向の目標を達成している程度、iii)ある施策の成果と、それがないと家庭した場合に生じたであろうことの想定とを比較することで施策の純効果を評価すること、iv)ある施策のアウトプット又はアウトカムをそれを生み出すための費用とを比較すること、を含む。

クリンガー・コーエン法の実施

・連邦機関に、i)私的及び公的セクターの組織により使われている最良の管理と獲得に関する最良の実施例を評価し採用することを促進し、また、ii)機関に対し情報技術投資についての判断をそうした投資に係る費用、便益、リスクといった定量的

及び定性的要因によらせるとともに業績についてのデータによってどの程度情報技術投資が機関の施策を改善することに資したかを示すことを要請する、というもの。

2000年コンピュータシステム問題対応

非連邦監査の監督

・連邦政府に属さない監査者によって実施された監査が、適用されるべき連邦政府の 基準に適合していることを確認する。

ホットラインの運営

・その担当する機関の施策と運営に関連した無駄、不正及び濫用に関する申し立てを 受け、また分析する。

3. 歴史

- ・連邦政府の監査を法的に支えることの重要性が認識されたのは、1950年会計及び監査法(Accounting and Auditing Act of 1950)に遡る。同法の下では、連邦機関の長は適切な内部監査を含む内部統制に責任を持つことが定められた。これは、ニューディール政策以降の行政活動の増大に伴い個々の支出の検査が膨大になり処理不能に陥ったことと併せて、GAOの会計及び内部監査の機能が各行政機関に移されたことを意味する。一方、GAO自体も会計的機能を手放し、いわゆる3Eに基づく監査を志向していくこととなった。
- ・しかし、1960年代になって、多くの連邦機関が内部監査機能を設置していなかったこと、また、設置している場合でも連邦行政機関の内部監査組織は、独立性の欠如によってその効果が大きく阻害された。監査担当者が監査されるべき活動について責任を有する職員の部下であり、かつ、当該職員の承認なしに監査を行う権限を持っていないことが常態だったからだ。
- ・内部監査機能を強化することの必要性が明確になったのは、1976年にGAOが10連邦組織の157の予算担当部署によるレビューに関する一連の報告書を作成し始めてからだ。これらの報告書は、不正と不適切な管理を通じて政府の金の無駄につながるような内部統制の広範かつ深刻な弱体化を指摘した。GAOは、連邦機関がその資金の管理についての検査するために内部監査担当者を活用せず、また、行った場合でも当該担当者の勧告に対して何の対策も採らなかった、ということを指摘した。GAOはまた、内部監査グループが独立でない、予算と人員が不足している、監査の取組がいくつかの部署の間で分断されていること、監査担当者が発見した問題が機関の長に伝えられていなかったこと、といったことを発見した。わずかな例外を除き、各機関は適切にモニタリングされておらず、その活動や施策についての分析やレビューもなされていなかった。
- ・これを受けて、議会は1978年監察総監法等を通過させた。監察総監法は、 監 査と捜査(investigation)の実施と監督を行い、 経済性、効率性、有効性を促進

するために、リーダーシップと調整機能を果たし、方針を勧告し、 当該組織の施策や運用に関する不正や濫用を発見し防止し、 各組織の長や議会に問題や欠陥について完全かつ常時知らせる手段を提供する、といった役割を果たすため、連邦政府各省及び機関に独立した客観的組織として監察総監を置くことを定めた。監察総監の重要な特徴として、それが属する組織からの独立性がある。監察総監は、彼らが監督する組織の長の一般的な指揮の下にあるが、同時に、当該組織長と議会の両方に対して報告義務がある。

これに続いて、監察総監間の調整を行う仕組みとして二つの機関横断的評議会が 創設された。これらの評議会を通じ、連邦施策の弱みのある分野を特定し、レビュ ーし、議論することになった。また、連邦施策について問題点を明らかにするとと もに経済性と効率性を高めるために、調整された政府全体の活動を行うための計画 を作成することとされた。その後、大統領指令が発出され、大統領指名の監察総監、 機関長指名の監察総監がそれぞれ主要メンバーとなる二つの評議会が創設された。 OMBの管理担当副長官が両方の評議会の議長を務めることとなった。監察総監の 業務の種類は以下のとおり。

4.制度の運営状況

(1) 予算、人員(注1)

- ・1997会計年度予算の監察総監の予算は、大統領指名の監察総監について合計9 57百万ドル、機関長指名の監察総監について合計45百万ドル(注2)。
- ・1997会計年度において、監察総監室職員数は、大統領指名の監察総監について合計8818人、機関長指名の監察総監について合計530人(上記注参照)。監察総監室職員の大部分は監査人(全体の45%)及び捜査官(26%)である。職員には経営管理修士や法理学博士の学位を有する者も存在。また、公認会計士資格等の公的資格を有する者もいる。
- ・直前の職業経験については、大統領指名の監察総監は6~32年にわたる様々な経験(例えば、管理職、監察総監関係、捜査関係)を持つ。機関長指名の監察総監は1~29にわたる様々な経験(例えば、管理職、監察総監関係、捜査関係)を持つ。
- 注1:この欄及び(2)の記述は、GAO、"Inspectors General, Information on Operation and Staffing Issues" (1999 年)に基づく。この報告書は、各監察総監へのアンケート調査に基づいて作成 されたものである。
- 注2:本アンケートへの回答があったのは、大統領指名の監察総監が26、機関長指名の監察総監が30であった。しかし、その中には監察総監が不在の機関も存在するなど、合計値を単純に回答数で割ることによって監察総監の平均値を算出することはできない。

(2) 業務の内容

・1997会計年度に実施された業務内訳(予算使用ベース)は次のとおりである。 これらのうちプログラム評価に近い内容のものを含むと考えられる「業績監査」は 約3割程度である。

業	務	大統領指名	の監察総監	機関長指名の監察総監
財務監査		1	7 %	1 8 %
業績監査		2	9 %	2 9 %
検査			4 %	4 %
捜査		3	1 %	1 9 %
室の運営、法令的	協議	1	1 %	2 7 %
その他			7 %	2 %

(3) 活動についての品質管理

- ・「一般に合意された政府監査基準」には、3年毎に外部による品質管理のためのレビューを行うべきことが示されている。これは、通常ピア・レビューと呼ばれ、典型的には財務監査と業務監査の両方について、ある他の機関の監察総監によって、対象組織の内部品質管理システムが存在し、効率的に運営されているかの確認が行われる。
- ・「一般に合意された政府監査基準」には、財務監査と業績監査を行う職員について 2年毎に、最少 80 時間の継続的教育・訓練を行うことが求められている。また、 捜査官に対しても、これと類似した教育・訓練の要求がある。
- ・その他に、それぞれの監察総監室は、品質管理の手続きを策定している。その中には、例えば、報告書公表前における上位職者や内部によるレビュー、機関の意見の聴取、ピア・レビュー、参照(referencing)等がある。こうした手続きのほとんどは、監査計画、作業中文書、報告書についての、監査・捜査担当者以外の個人による独立した立場からのレビューを含む。ちなみに「参照」とは、専門性がありかつ独立の立場の個人が、事実、数値、日時について、その根拠文書と参照する、という品質管理プロセスである。

(4) NPRにおける記述(注)

・「… (中略)彼ら(監察総監室)が評価される基準は、誤り又は不正を発見することであった。つまり、より頻繁に間違いを探すほど彼らは成功していると判定された。その結果、監察総監室職員は、その属する組織の管理職者 - 物事をよりよく行おうとした結果規則を破る結果となるような - との関係は悪化した。

副大統領は、全ての訪問先の機関において、連邦職員が、監察総監の基本的なア プローチが革新やリスクを冒すことを妨げていると主張した。高圧的な執行 - 職員 に対して全ての規則に従い、全ての判断を文書化し、そして全ての書式を埋めるこ とを強制するという監察総監の強い監視による - は、いくつかの機関に悪影響を及 ぼした。」

- ・こうした状況を踏まえ、NPRでは「監察総監の視野を厳格な合規性の監査から管理統制システムの評価へと広げる」べきとの提言がなされた。
- 注: National Performance Review、「1993 Report: From Red Tape to Results: Creating a Government that Works Better and Costs Less」(1993年9月)第1章を参照。

液石法改正に係る規制インパクト分析(試行)

.液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正によるインパクトの試行的分析

今後、我が国において規制インパクト分析の制度化の検討を進めるに際しては、 どの程度の内容の分析を行うことが実務的に可能であるかを検討する必要がある。

このため、諸外国の規制インパクト分析の状況も参考にしつつ、通商産業省が所管する製品安全規制の一つである「液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(以下「液石法」)について、今年7月に行われた法改正(注1)による影響を試行的に分析した。今回の試行では、定性的な要素が多いとはいえ、論理構成を明確にすることに注力した。また、部分的には、利用可能な情報を用いて一定の仮定の下での数値化も行った。

試行結果は表 - 参 - 1に示す。ここでは、関係主体を政府、検査機関、製造事業者、販売事業者、消費者と区分している。これ以上に細分することも不可能ではないが、法律の性質等を考慮するとこの区分で十分と思われる。海外の事例を見ても、全般的にはこれと同等程度の区分がなされることが多いようである。液石法改正の主体ごとの影響の整理は、近年公共事業の費用便益分析において適用の検討が進められている便益帰着連関表(注2)を試行的かつ定性的に利用して行った(表 - 参 - 2 参照)。便益や費用について二重計算や脱漏を避けつつ分類する上で本表は有効と思われる。

主体ごとに便益や費用を区分した上で、その程度を数値によって検討できるものについては、一定の仮定を置いて試算した。しかし、数値による分析ができる部分は限られている。試行に際して、ある製造事業者の意見を聴取したところ、今回の制度改正の中では、検査機関について株式会社等の参入が可能となることにより、検査サービスに係る競争が導入されることによる価格低下の影響が最も大きくなる可能性が高いのではないか、との意見であった。しかし、この影響の規模は、検査サービス供給者の競争状況の変化の予想や実質的な費用構造等、相当詳細な分析が必要になる一方で、当該分析により得られる結果の信頼性が低いかもしれない。このように、数値で示すことができる部分が必ずしも制度改正の影響全体に比して大きくない可能性があることは、十分認識しておく必要があろう。

今回の制度改正においては、国民の生命・身体・財産の保護等に支障を生じさせないことを前提としている。このため、少なくとも法律レベルの事前評価においては、規制インパクト分析の要素としてのリスク評価を行う必要はないと考えた。

規制インパクト分析とは別に、液石法に係る過去の制度改正(規制対象品目の追加等)と事故件数の相関関係の検証を検討した(注3)。しかし、特に、制度初期(昭和40年代)のデータの信頼性が低い、全般的なデータの妥当性の検証や分析手法

の検討が必要といった問題があり、信頼性の高い分析は行うことができなかった。 こうした状況から、リスク評価に関しては、将来的には規制の企画立案に具体的に 使用可能な水準に至ることを目指し、今後、より集中的に検討を進める必要がある。

注1:通商産業省所管の基準・認証関連11法律の改正の一環として行われたものである。また、液石法自体は液化石油ガス工作物規制も含む法律であるが、今回の規制では、液化石油ガス器具等に関わる部分の制度改正が行われた。液石法の改正内容は .4.を参照。

注2:便益帰着連関表についての詳細は、森杉壽芳編「社会資本整備の便益評価:一般均衡理論によるアプローチ」(1997年)勁草書房を参照。

注3: 具体的には、W. Kip Viscusi「Fatal Tradeoffs: Public and Private Responsibility for Risk」 (1992年)第13章の議論を参考にして、以下のモデルにより回帰分析を試みた。(通商産業省「事故情報収集制度報告書」や消防庁「火災年報」等の事故データを使用。)

[事故件数/LPガス消費量](t)=

+ 1[事故件数/L Pガス消費量](t-1) + 2[民間最終消費/人](t) + 3 規制ダミー(t)

表 - 参 - 1 液石法改正に係る便益と費用の分析(注1)

変更の内容		液化石油ガス器具等の製造事業者の承認事項の簡素化	液化石油ガス器具等の製造事業者等の表示(マーク表	検査記録の作成及び保存の義務づけ		
関係主体			示) (旧第二種液化石油ガス器具等について新たな義務)	(旧第二種液化石油ガス器具等製造事業者に新たな義務) 務)		
政府	便益	・行政による処理費用の低減。(人件費等)				
	費用	・要求事項に関する基準を設定するための費用。(当初のみ)	・現行のマークを一定程度統一するための検討に必要な 費用。(当初のみ)	・作成・保存すべき記録等についての基準を策定するための費用。(当初のみ)		
認定検査機関、 承認検査機関	便益			・製造事業者等のうち試験設備を持たない者等に対する サービス提供の拡大の可能性。		
(旧指定検査機 関)	費用			・第三者機関にも検査記録の作成・保存が義務づけられ ることにより、費用が発生。		
製造事業者等	便益	・申請書類準備に係る費用の減少。(人件費等) 試算 販売等に係る例外承認:約2.4万円/件 輸出等特定用途に供する第二種液石器具等 の製造承認:約3.9万円/件(試算根拠(1)) ・行政側の処理期間の短縮による逸失利益の低減。	・マーク費用の増大が製品出荷価格を上昇させる可能性。	・記録作成・保存に係る費用の増大が製品出荷価格上昇につながる可能性。		
	費用	・費用減少が製品出荷価格低下につながる可能性。	・現行第二種製品にマークを表示するための費用が増大 (人件費、材料費等) (ただし、現在自主的にマーク表示している企業には 追加費用は基本的に発生しない。)	・現行第二種液化石油ガス器具製造事業者については、 新たに記録保存作業費用が発生。(ただし、現行でも 同様の記録を作成・保存している事業者については追 加費用は発生しない。)		
販売事業者	便益	・製品出荷価格低下の可能性。	・製品出荷価格が上昇する場合、小売価格を上昇させる 可能性。 ・製品の安全性確認に要する費用が低下。	・製品出荷価格が上昇する場合、小売価格を上昇させる可能性。		
	費用	・製品出荷価格が低下する場合、小売価格低下の可能性。	・マーク確認に要する費用が追加。 ・製品出荷価格上昇の可能性。	製品出荷価格上昇の可能性。		
消費者	便益	・小売価格低下の可能性。	・安全な製品を識別するための費用が低減。 ・適合性の確認がなされないまま市場に出回った製品に よる事故等のリスクの減少。	製品の安全性が向上につながることが見込まれる。		
	費用		・小売価格上昇の可能性。	・小売価格上昇の可能性。		

- 注1: 本表において、各関係主体ごとの便益、費用とは、それぞれ、追加的に発生する便益、追加的に発生する費用である。
- 2:本表の試算において、申請準備に要する人件費単価は、約3千円/時間と見積もった。また、事業者が各申請を準備するために要する時間についても通商産業省の見積もりによる。
- 3:「4.法律改正案の内容」に挙げた項目のうち、(1)はカテゴリーの変更に留まるため上記には含まれていない。また、(7)は「7.実施と見直しについて」の項において議論しているため含まれていない。これら以外については、(2)は に、(3)は に、(4)は に、(5)は に、(6)は に、それぞれ記述している。

試算根拠

(1) 販売等に係る例外の承認関係(旧法第39条ただし書、第62条第1項ただし書)

現行: 3 千円 x 16 時間 = 48 千円 改正後: 3 千円 x 8 時間 = 24 千円

これは、平成9年度申請件数ベース(実績:21件)では、約50万円の費用削減に相当。

この他に、申請書類が約10枚/件削減されると見積もられる。(上記試算には含めていない。)

第二種液化石油ガス器具等製造事業者の輸出用その他特定用途に供する第二種液化石油ガス器具等の 製造承認関係(旧法第80条の5ただし書)

現行: 3 千円 x 20 時間 = 60 千円 改正後: 3 千円 x 7 時間 = 21 千円

これは、平成9年度申請件数ベース(実績:16件)では、約62万円の費用削減に相当。

この他に、申請書類が約15枚/件削減されると見積もられる。(上記試算には含めていない。)

(続き)

変更 <i>の</i> 関係主体)内容	国による検定制度並びに登録及び型式承認制度の廃止 並びに民間第三者機関による適合性検査の創設	検査業務への民間能力の活用
政府	便益	・行政による申請処理費用の低減。(人件費等)(ただし、実質的な審査は従来から第三者機関が行ってきたため、減少額はそれほど大きくないと予想。)	・監督措置(事業計画の認可、事業報告の届出等)が簡素化され、 処理に係る費用が軽減。(人件費等)
	費用	・要求事項に関する基準を設定するための費用。(当初のみ)	・適合性評価を行う第三者機関の認定基準を設定するための費用。 (当初のみ) ・機関の数が増えれば、認定及び監督業務費用は増大。
認定検査機関、 承認検査機関 (旧指定検査機 関)	便益		・既存の機関については、監督措置(事業計画の認可、事業報告の届出等)が簡素化され、当該手続きに必要な費用が軽減。 ・新規参入する機関については、検査ビジネスによる収益の可能性。
	費用		・既存の機関については、新規参入が起きれば、収益が減少する可能性。 ・競争により検査サービス価格が低下。
製造事業者等	便益	 <型式承認及び登録の届出化> ・規制の簡素化により申請準備の費用が低減。 試算 登録:約52万円/件 型式承認:約0.6万円/件 (試算根拠(2)) ・政府における申請処理期間中の逸失利益の低減。 〈検定(国)が適合性検査(認定検査機関)化> ・規制の簡素化により申請準備の費用が低減。 試算 約0.3万円/件 (試算根拠(3)) ・政府における申請処理期間中の逸失利益の低減。 ・海外の製造事業者は、日本市場への輸出費用が低下。 	・検査サービス供給者が増加することにより、選択の幅が広がり、サービスの質の向上、価格の下落の可能性。 ・手続き期間の短縮(本サービスの提供者が従来は1だったものが複数化することが予想される。)ため、その期間の逸失利益の低減。
	費用	・費用減少が製品出荷価格低下につながる可能性。 ・海外の製造事業者の参入障壁が下がることが参入の増加につなが れば、競争により製品出荷価格低下につながる可能性。	・検査サービス価格が低下する場合、製品出荷価格の低下につなが る可能性。
販売事業者	便益 費用	・製品出荷価格低下の可能性。 ・製品出荷価格が低下する場合、小売価格低下につながる可能性。	・製品出荷価格低下の可能性。 ・製品出荷価格が低下する場合、小売価格低下につながる可能性。
消費者	便益 費用	・小売価格低下の可能性。	・小売価格低下の可能性。

試算根拠

(2) 製造事業者の登録関係(旧法第43条第1項)

現行: 3 千円 x 180 時間 = 540 千円 改正後: 3 千円 x 8 時間 = 24 千円 これについては、平成 9 年度の申請実績はなかった。

この他に、申請書類が約240枚/件削減されると見積もられる。(上記試算には含めていない。)

(3)第一種液化石油ガス器具等の検定関係(旧法第39条)

ガス栓以外

現行: 3千円×30 時間 = 90 千円 改正後: 3千円×29 時間 = 8.7 千円(適合性検査要) これは、平成9年度申請件数ベース(実績:2200件)では、約660万円の費用削減に相当。 この他に、申請書類が約108枚/件削減されると見積もられる。(上記試算には含めていない。)

第一種液化石油ガス器具等型式承認関係(旧法第58条第1項)

現行: 3千円×4時間=12千円 改正後: 3千円×2時間=6千円

これについては、平成9年度の申請実績はなかった。

この他に、申請書類が約5枚/件削減されると見積もられる。(上記試算には含めていない。)

ガス栓

現行: 3千円×20 時間=60 千円 改正後: 3千円×19 時間=5.7 千円(適合性検査要) これは、平成9年度申請件数ペース(実績:4900件)では、約1470万円の費用削減に相当。 この他に、申請書類が約18枚/件削減されると見積もられる。(上記試算には含めていない。)

表 - 参 - 2 液石法改正に係る費用便益分析において試行的に作成した便益帰着連関表 (一部)

液化石油ガス器具等の製造事業者の承認事項の簡素化

	政府	認定検査機	製造事業者	販売事業者	消費者	合計
		関	等			
必要情報の特定、基準	-A					-A
の設定						
簡素化に伴う行政費用	+B					+ B
の低減						
申請書類作成費用の減			+C			+C
少						
行政側の処理時間の短			+D			+D
縮に伴う逸失利益減少						
製品出荷価格低下の可			-E	+E		0
能性						
小売価格低下の可能性				-F	+F	0
	-A+B		+C+D-E	+E-F	+F	-A+B+C+D

液化石油ガス器具等の製造事業者等の表示(マーク表示)

	政府	認定検査機	製造事業者	販売事業者	消費者	合計
		関	等			
マーク表示費用の増加			-A			-A
製品にマークが付いて				-D		0
いるかの確認費用						
製品の安全性確認費用				+G	+H	+H+G
が低下						
適合性の自己確認がな					+E	+E
されないまま市場に出						
回った商品による事故						
等のリスクの減少						
製品出荷価格上昇の可			+B	-В		0
能性						
小売価格上昇の可能性				+C	-C	0
現行の多様なマークを	-F					-F
一定程度統一するため						
の検討に必要な費用						
合計	-F		-A+B	-D+G-B+C	+H+E-C	-A+H+G+E
						-F

注:上記の分析において、A ~ F は基本的に正の値を想定している。(すなわち、符号が + であれば便益、 - であれば費用を意味する。)

. 規制インパクト分析の一般的な様式に沿った記述例

今回行った試行の結果を、海外の規制インパクト分析に採用されている様式を参考にして、以下に記述する。ただし、具体的な記述内容や記述項目の選び方は、制度改正の内容のどの部分を重視するか、各改正項目をどのように解釈するか等により様々となり得るため、今回の液石法改正に関して規制インパクト分析を行うとしても、その記述の仕方はここで示したものと一致しない可能性はある。

なお、海外事例を見ても、全般的には、ここでの記述と同程度に定性的かつ簡便な内容となっていることが多い。

1.法律名

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(以下「液石法」)

2. 法改正の必要性

- (1) 政府は液石ガス器具等の安全性について、消費者の生命、身体及び財産の保護並びに災害の防止の観点から、製品が流通する前の安全性の確認を中心とした規制を行ってきた。これは、基本的には、消費者が製品を購入する際に、どのような被害が発生するかを予見することができない、つまり情報の非対称性が存在することから、行政として関与してきたものである。
- (2) しかしながら、液石ガス器具等の製造事業者の技術の進歩や品質管理能力の向上といった安全確保能力の向上に伴い、液石ガス器具等による事故件数も減少している。また、製造事業者による自主的な安全対策の充実、民間検査機関の検査体制の充実、消費者に対する情報提供の充実、PL 法の整備や企業の PL 保険加入の一般化等を踏まえると、製品安全分野においても安全レベルを維持しつつ政府の関与を必要最小限の範囲・内容とすることが可能と考えられる。

年度 2 4 5 6 61 62 63 元 312 | 318 | 277 | 214 | 159 | 125 | 件数 38 85 61 60 58 34 8

表 - 参 - 3 LPガス器具等関係事故件数の推移

(出典:通商産業省への事故報告)

(3) これからの我が国社会は、国際的に開かれ自己責任原則と市場メカニズムに立脚した自由な経済社会を目指すことが必要とされている。液石ガスに係る製品安全分野においても、本来の政策目的である製品の安全確保を前提としつつ、政府の関与を必要最小限の範囲とすることにより市場の各プレーヤーが各自の責務と役割に則った活動を行うことを可能とするような環境の整備を図り、社会的コストの低減を図る必要がある。

3.目標

(1) 規制緩和の進展

こうした考え方を受け、既に、経済構造改革推進の一環として、「国民の身体、 生命、財産の保護等、本来の政策目的の実現」を前提として、製品安全規制を含め 基準認証制度について政府全体として見直しを行うべく、以下の行動計画等が閣議 決定されている。

経済構造改革行動計画フォローアップ(平成9年12月閣議決定)

製品の製造、設備・施設の構造・設置に関する基準・認証制度について、国民の生命・身体・財 産等に支障が生じないことを前提として、

政府の規制は、本来の政策目的に沿った必要最小限のものとする。

規制が必要な場合であっても、可能な範囲で民間活力を活用した第三者認証制度等を構築する。また、重複検査の排除により効率的な認証制度の構築を図る。

技術進歩にあわせて、柔軟かつ適切に対応できるような制度とする。

国際整合性に配慮したシステムとする。

製品安全については、製造物責任保険の可能な範囲での活用、情報提供等を通じて製造事業者の安全対策への自主的取組を促すシステムとする。

との観点から、基準・認証制度等について、政府全体として点検を行う。

規制緩和推進3か年計画(平成10年3月閣議決定)

基準・認証制度について、

自己確認、第三者認証への移行等による政府の直接的な規制の最小限化

認証・検査業務への競争原理の導入

適切な場合における性能規定化

国際相互承認の推進 等

を基本に見直し、できる限り速やかに所要の措置を講ずる。

また、経済のグローバル化や企業の海外進出に伴い製品の国際的な流通も活発化している中、貿易の技術的障害に関する協定(WTO / TBT 協定)が平成6年に締結され、また EU 等との間で相互承認協議が進められており、基準認証制度に係る基準の明確化・国際整合化、適合性評価手続の国際整合化、簡素化等による市場アクセス向上の取組が求められている。

(2) 具体的な目標

液石法は、液化石油ガスによる災害の防止を目的としている。これを達成するために、 技術基準を設定し、これに適合させるための手続きを義務付けることにより、基準に適合しない設計・製造による液化石油ガス器具等に起因する事故の発生

を防止すること、 基準への適合が確認された製品について、表示義務を課し、販売規制を行うことにより、基準不適合製品を市場から排除する、ことを目標としている。

特に今回の制度改正については、液石法の目的が達成される限りにおいて、すなわち、国民の生命・身体・財産の保護等に支障を生じさせないことを前提としつつ、以下の手段により、液石法に係る社会的コストを低減することも目標である。

- ・自己確認、第三者認証への移行等により、政府の直接的な規制を必要最小限化
- ・認証・検査業務へ競争原理を導入
- ・適切な場合にはおいて性能規定化
- ・国際相互承認の推進 等

4. 法律改正案の内容

(1) 第一種液化石油ガス器具等及び第二種液化石油ガス器具等の廃止並びに特定液化石油ガス器具等の創設

第一種液化石油ガス器具等及び第二種液化石油ガス器具等という区分を廃止し、 液化石油ガス器具等のうち特に液化石油ガスによる災害のおそれが大きいと認められるもので政令で定めるものを特定液化石油ガス器具等として定義する。

(2) 液化石油ガス器具等の製造事業者等の承認事項の簡素化 液化石油ガス器具等を輸出する場合の通商産業大臣の承認事項を廃止し、届出と する。

(3) 液化石油ガス器具等の製造事業者等の表示

全ての液化石油ガス器具等について、基準適合が確認されたことを示す表示を付することとする。

(4) 検査記録の作成及び保存の義務付け

製造事業者等が液化石油ガス器具等を製造又は輸入する場合に、検査を行い、検査記録を作成し、保存しなければならないこととする。

(5) 国による検定制度並びに登録及び型式承認制度の廃止並びに民間第三者機関による適合性検査制度の創設(製品流通前の規制の合理化)

第一種液化石油ガス器具等について通商産業大臣が行う検定制度を廃止し、特定液化石油ガス器具等について製造事業者等は通商産業大臣の認定(国内の事業者の場合)又は承認(外国の事業者の場合)する検査機関の適合性検査を受けなければならないこととする。また、第一種液化石油ガス器具等に係る製造事業者登録及び型式承認制度を廃止し、届出とする。

(6) 検査業務への民間能力の活用

これまで検査等業務を行う政府の指定代行機関は公益法人に限定されていたが、 今後は、中立性等の一定の要件が確保されることを前提に、民間第三者機関((5) 参照)には公益法人に限らず民間企業の参入を可能とする。

(7) 罰則の見直し(製品流通後の措置の充実)

災害防止命令等の違反についての法人の罰金刑の上限を一億円とすることそのほ か罰則に関し所要の規定の整備を行う。

注:これらの他に、今回の制度改正においては、適切な場合の技術基準の性能規定化、国際相互承認 の推進等も行われるが、これらの内容は法律レベルでは現れない。(省令)

5 . 法改正の影響

(. を参照)

6 . 意見交換等

(1) 審議会

今回の法改正においては、関係分野の学識者、利害関係者の代表等により構成される以下の審議会により示された報告を踏まえている。

産業構造審議会基準認証部会

産業構造審議会においては、基準認証部会を新たに設置し、平成 10 年 6 月から平成 11 年 1 月まで、基準・認証制度の在り方についての検討を行ってきた。 審議に当たっては、主要な基準・認証制度については、具体的検討のため以下の関係審議会等と合同で小委員会等を設置し審議を行ってきた。

- a)消費経済審議会製品安全部会
- b) 高圧ガス及び火薬類保安審議会(関係三部会)
- c)総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会
- d)電気事業審議会基本政策部会

<u>産業構造審議会基準認証部会・消費経済審議会製品安全部会製品安全合同小委</u> 員会

産業構造審議会基準認証部会と消費経済審議会製品安全部会は、合同小委員会として製品安全合同小委員会を設置し、平成 10 年 6 月から 12 月まで、製品安全を巡る状況の変化を踏まえ、通産省所管の製品安全規制(液石法を含む)を対象として今後の製品安全規制の在り方について審議を重ねてきた。その際、製品の安全確保という本来の政策目的の達成を前提としながら、本来民間の能力が十分発揮できるような環境が整備されているか、国際的な整合性が図られ

ているか等の観点から、基準認証制度等に関する最近の閣議決定の考え方も踏まえつつ検討を行った。

(2) パブリックコメント

産業構造審議会基準認証部会・消費経済審議会製品安全部会製品安全小委員会は、その審議の途中段階において「今後の基準認証制度のあり方について」と題してパブリックコメントの募集を行った。これにより得られた意見は同小委員会の審議の参考資料とされた。

a)募集期間

9月28日~10月23日(25日間)

b)掲載媒体

ホームページ、プレス発表、通産省公報

c)意見提出件数

17件(企業4件、団体9件、個人4件)

7.実施と見直しについて

本改正法は通商産業省により実施される。

今回の法改正においては、法人重課の導入等罰則の適正化を行っている。これは、現行の罰則規定は、規制措置の実効性を最終的に担保するものとしては、罰金の上限が経済実態に比して低額であるなど、抑止力の観点から不十分であるため、資金力、活動規模が大きい法人について実効的な抑止力を確保すべく、法人重課を導入するとともに、個人についても利得追求への抑止効果を引き上げるため、懲役刑に罰金刑を併科することとすることとしたものである。

通商産業省事故情報収集制度により、製品事故情報の収集に務める。これらの情報については、毎年の事故情報収集制度報告及び必要に応じプレス発表を行うこと等により国民に周知を図る。また、平成11年10月以降は、インターネットによる製品事故情報の収集・提供手段の拡充を予定している。その他、自己確認に移行する品目等規制上重要な品目については、商品テストによる市場モニタリングを行い、技術基準への適合状況の調査を引き続き行う。